

原子衝突学会誌 投稿規程

1. 総則

原子衝突学会が発行する学会誌（しょうとつ）の総則を以下に定める。

- 1.1（刊行回数） 本誌は年6回、奇数月に刊行される。
- 1.2（編集および刊行の担当） 本誌の編集は、本学会の編集担当幹事を委員長とする編集委員会が行う。原則として、会長の承認を受けて編集委員会は本誌を刊行する。
- 1.3（記事の種類） 記事の種類は、「2. 記事」で挙げられたものを原則とする。その他に、会員からの要望がある場合など、幹事会もしくは編集委員会の判断に基づいた記事が掲載されることがある。
- 1.4（投稿者の資格） 原則として投稿者は本学会員に限る。ただし、本学会が執筆を依頼した場合はこの限りでない。また、すべての会員は自由に投稿することができる。
- 1.5（掲載条件） 原則として、会務報告記事とそれに類する定例記事を除き、投稿されたすべての記事は掲載までに、本投稿規程で定められた審査、もしくは、編集委員を含む審査会による審査を経る。また、場合により幹事会に掲載の承諾を受けることがある。審査の結果、原稿の修正を求められること、掲載が許可されないこと、がある。
- 1.6（著作権の帰属） 本誌に掲載された記事の著作権（著作権法第27条第28条に規定されている権利を含むすべての著作財産権）は、原子衝突学会に帰属する。
- 1.7（記事の利用） 本誌に掲載された記事の全部または一部を他の出版物に転載、翻訳、あるいはその他の利用をする場合には、編集委員会に申請を行い、本学会に承認を得た上で、出所を明記しなければならない。ただし、記事の著者が学術目的で利用する場合には承認を得る必要はないが、出所を明記することとする。
- 1.8（他の著作物からの転載） 図、表、写真などを他の著作物から本誌に転載する場合は、投稿者自身がそれらの発行元および著作権者の承諾を、自著の著作物の場合も含めて、書面もしくは電子メールにより事前に得て、編集委員長へ送付する必要がある。転載した文章、図、表、写真などについては、転載したものであることを明示し、転載元を明らかにする必要がある。
- 1.9（謝金） 会員・非会員の如何を問わず、原則として投稿や査読に際して謝金の支払いをしない。
- 1.10（記事の公開） 掲載された記事のうち、学術記事（2.1 から 2.6）はオープンアクセスの電子ジャーナルとしてJ-STAGE上で公開する。

2. 記事

本誌に掲載される記事は、原則として 2.1 から 2.10 とする。2.1 から 2.6 の学術記事はピア・レビューに基づく査読審査を行う。

2.1 原著論文

2.1.1 原子衝突関連諸分野における基礎あるいは応用に関する原著論文とする。

2.1.2 原則として長さに制限はない。

2.1.3 十分な参考文献が整備されていること。

2.1.4 著者は本誌に投稿中、掲載予定、掲載済みの論文と同一内容の和文論文または欧文論文を他の原著論文誌に投稿してはならない。また、他の学術誌に原著論文として投稿中、掲載予定、掲載済みの論文を本誌に投稿してはならない。

2.2 解説

2.2.1 原子衝突分野および関連諸分野における研究に関して、専門外の読者を意識したわかりやすい学術記事。研究分野に関する現状や将来展望などをまとめたもの、あるいは著者自身の研究成果や最近の研究動向などを中心にして基礎的な事項から説明するものとする。

2.2.2 原則として長さに制限はない。

2.2.3 十分な参考文献が整備されていること。

2.3 シリーズ

2.3.1 原子衝突および関連諸分野における特定のテーマに関連した解説記事の連載。

2.3.2 原子衝突分野および関連諸分野における研究に関して、専門外の読者を意識したわかりやすい学術記事。内容はシリーズの企画意図に沿ったものとする。

2.3.3 シリーズ企画の責任者（複数でも可）が企画の概略を編集委員会に提出すること。同時に執筆者からの内諾を得ておくことが望ましい。

2.3.4 原則として長さに制限はない。

2.3.5 十分な参考文献が整備されていること。

2.4 原子衝突のキーワード

2.4.1 キーワードを1つ取り上げて表題とする刷り上がり1ページのコラム記事。

2.4.2 学生読者と専門外読者のためのコンパクトでわかりやすいキーワードの解説となっており、辞典よりは具体的で読者が自分の専門と異なる知識を簡潔に学べるよう配慮されたもの。

2.4.3 必要に応じて参考文献が整備されること.

2.5 コメント

2.5.1 本誌に掲載された学術記事 (2.1 から 2.4) に対する, 著者以外からの意見・討論, またはそれに対する著者からの回答.

2.5.2 原子衝突および関連分野の科学的発展に貢献でき, かつ会員にとって有用な内容であること.

2.5.3 記事に対する補遺や, 参考文献に関するコメントは掲載対象としない. また, 著者本人および研究グループに対する批判をしてはならない.

2.5.4 誤植の指摘等はコメントとして掲載しない. 必要に応じて 2.6 で定める訂正記事内に内容を記載する.

2.5.5 原則として 2 ページを上限とする.

2.5.6 必要に応じて参考文献が整備されていること.

2.6 訂正 (Erratum)

2.6.1 著者本人による学術記事の訂正. 原則として学術的内容に誤りがある場合に限る. また訂正は適切な範囲を超えてはならない.

2.6.2 訂正箇所と, 論文の結論への影響を簡潔に記述したものであること.

2.6.3 原則として 2 ページを上限とする.

2.6.4 必要に応じて参考文献が整備されていること.

2.6.5 軽微な訂正の場合は査読を行わず編集委員会の判断で掲載可とすることができる.

2.7 学会主催, 共催, 協賛の行事関連記事

2.7.1 原子衝突学会が主催する会合等 (総会, 原子衝突学会年会, 原子衝突セミナー, 等) の案内, 報告.

2.7.2 原子衝突学会が共催する会合等の案内, 報告.

2.7.3 原子衝突学会が協賛する会合等の案内.

2.8 原子衝突学会および各委員会の報告等

2.8.1 本学会および各委員会の報告等の記事.

2.8.2 本学会の行う事業において会員が義務づけられた報告.

2.9 学術的会合等

2.9.1 関連する分野の学術的会合の案内, 報告等.

2.10 会員からの声, 書評等

2.10.1 談話室: 学術・研究・教育・文化に関わる会員の広い関心を反映する自由なエッセイ.

2.10.2 原子衝突の新しい風: 新たに一般正会員となった若手研究者などにより執筆されるコラム.

2.10.3 書評: 会員が関心を持つと思われる原子衝突関連分野に関する書籍についての書評.

3. 原稿作成上の注意

3.1 原稿は原則として日本語とし, 横書きとする.

3.2 原稿は学会が提供する Word のテンプレートファイルもしくは LaTeX のサンプルファイルを用いて作成し, 原則として電子メールに添付して編集委員会に提出する(電子メールに添付できない時は編集委員会事務局まで相談のこと). 学術記事については, 迅速な原稿審査のため, 可能な限り PDF 化したファイルを添えること. 句読点, 参考文献などの記法・記載方法はテンプレートファイルもしくはサンプルファイル内の文例に準ずるものとする.

2015.05.15 改定

2022.06.18 改定